

外交防衛委員会

委員一覧（21名）

委員長	林	芳正（自民）	柏村	武昭（自民）	佐藤	道夫（民主）
理事	浅野	勝人（自民）	櫻井	新（自民）	田村	秀昭（民主）
理事	三浦	一水（自民）	谷川	秀善（自民）	白	眞勲（民主）
理事	山本	一太（自民）	福島	啓史郎（自民）	荒木	清寛（公明）
理事	齋藤	勁（民主）	山谷	えり子（自民）	澤	雄二（公明）
理事	榛葉	賀津也（民主）	犬塚	直史（民主）	緒方	靖夫（共産）
	岡田	直樹（自民）	喜納	昌吉（民主）	大田	昌秀（社民）
						（17.3.8 現在）

（１）審議概観

第162回国会において本委員会に付託された案件は、条約 9 件及び内閣提出法律案 3 件の計12件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願12種類72件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔条約及び法律案の審査〕

国際犯罪への対処 人身取引議定書、密入国議定書 近年、増加している国際犯罪に対処するため、国際組織犯罪防止条約関係 2 議定書が提出された。**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書**は、人身取引を防止すること等を目的として、人身取引に係る一定の行為の犯罪化、人身取引の被害者の保護、人身取引の防止措置、国際協力等を内容としている。**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書**は、移民を密入国させることを防止すること等を目的として、移民を密入国させること、移民を密入国させることを可能にする目的で不正な旅行証明書を製造すること等一定の行為の犯罪化、移民を密入国させることの防止措置、国際協力等を内容としている。委員会においては、両件を一括して議題とし、人身取引被害の実態、被害者の保護方策、人身取引防止のための啓発活動等について質疑が行われ、両件はいずれも全会一致をもって承認された。

国際協力の推進 石綿の使用における安全に関する条約等 石綿への曝露を防止するための対策を積極的に推進し、石綿の使用における安全を図るとの見地から、1986年に採択された石綿の使用における安全に関する I L O 条約が、また、知的財産権の分野における国際協力の促進を図るために専門機関特権免除条約附属書XVが提出された。**石綿の使用における安全に関する条約（第162号）**は、石綿にさらされる労働者を保護するため国内における関係当局、使用者等がとるべき措置について定めている。

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVは、専門機関特権免除条約で定める特権及び免除の規定を修正した上で世界知的所有権機関に適用するものである。委員会においては、両件を一括して議題とし、石綿に関するILO条約の国会提出が遅れた理由、石綿製品の早期全面使用禁止の必要性、世界知的所有権機関の東京における暫定事務所の活動状況、中国における知的財産権の侵害対策等について質疑が行われ、両件はいずれも全会一致をもって承認された。

海洋関係 国際海上交通簡易化条約、中西部太平洋まぐろ類条約等 円滑な海上交通の確保、海洋資源の適切な管理等の海洋に関する問題は、我が国の重要な課題の一つである。千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約は、国際海上交通を簡易化すること等を目的として、国際航海に従事する船舶の入出港手続を簡易化するための措置等について定めている。西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約は、中西部太平洋におけるまぐろ類等の高度回遊性魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための委員会を設立すること等について定めている。千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書は、1976年の海事債権責任制限条約において定められる責任限度額を引き上げること等について定めている。委員会においては、3件を一括して議題とし、国際海上交通簡易化条約の国会提出が遅れた理由、我が国港湾の国際競争力の強化策、中西部太平洋まぐろ類条約の締結と我が国の漁業権益の確保、船主責任制限制度の在り方等について質疑が行われ、3件はいずれも全会一致をもって承認された。

二国間関係の緊密化 社会保障協定 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定及び社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定は、人的交流に伴って生ずる年金制度及び医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図るため、それぞれ、年金制度及び医療保険制度等について適用の調整を行うこと並びに保険期間の通算による年金の受給権を確立すること等を定めている。委員会においては、両件を一括して議題とし、人的交流の促進と社会保障協定締結の意義、東アジア諸国との社会保障協定締結の検討、労災保険制度等が両協定の適用対象となっている理由等について質疑が行われ、両件はいずれも全会一致をもって承認された。

旅券法等の一部改正 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案は、旅券の不正取得や偽造、変造等の旅券犯罪に対処し、あわせて海外に渡航する国民の便宜を図るため、旅券の名義人の写真等を電磁的方法により記録した、いわゆるIC旅券を発給できるようにすること、紛失又は焼失した旅券の失効制度を導入すること、旅券法の罰則を強化すること、旅券法の罪を組織的犯罪処罰法の犯罪収益等隠匿罪等の前提犯罪に加えること等を内容とするものである。委員会においては、IC旅券の導入の目的と生体情報に顔画像を採用した理由、IC旅券への切替発給に係る手数料の徴収について負担が重複する結果となる問題、

米国の査証免除に係る新制度と I C 旅券の導入の関係、I C 旅券に係る個人情報の保護等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、米国が査証免除国に求めている本年10月26日の I C 旅券の導入期限について、その延長を米国に強く働きかけること等を内容とする附帯決議が行われた。その後米国は、I C 旅券を義務付ける措置の導入を1年延期する方針を明らかにした。

外交実施体制の整備 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、在デンパサール日本国総領事館を新設すること、在アンカレジ日本国総領事館及び在ポルトアレグレ日本国総領事館を廃止すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等について定めている。委員会においては、在外公館の新設、廃止の基準、在外職員の待遇の在り方、在外公館における会計手続の改善等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

統合運用体制の強化、弾道ミサイル防衛体制の整備 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案は、平成16年12月に閣議決定された新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、多機能で弾力的な実効性のある防衛力を効率的に整備するとの観点から、統合運用体制の強化、弾道ミサイル等に対する体制の整備、情報部門の改編、陸上自衛隊の混成団の旅団化を行うとともに、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数等を改め、あわせて、防衛庁の職員に対し適用されている一般職職員給与法別表の教育職俸給表(一)について所要の措置を講ずるものである。なお、衆議院において、自衛隊法第82条の2第3項に基づく命令が、事態が急変する以前に、あらかじめ発せられることが明確にわかるよう、所要の文言の修正が行われた。委員会においては、新しい安全保障環境の下における防衛力整備の在り方、統合幕僚長の新設と統合運用体制の確立に向けた取組、統合運用体制とシビリアンコントロールの確保、弾道ミサイル防衛の信頼性及び費用対効果、国会の関与の在り方、集団的自衛権との関係等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取が行われた。質疑終局の後、民主党・新緑風会から、弾道ミサイル等破壊措置の命令が発せられた場合等の国民への公表及び国会報告、弾道ミサイル等に係る対処措置の国会承諾、本法施行後3年を目途としての見直し規定の追加等を内容とする修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、統合運用推進の在り方、弾道ミサイル防衛の整備及び運用の在り方等を内容とする附帯決議が行われた。

〔国政調査等〕

3月8日、外交の基本方針について町村外務大臣から、国の防衛の基本方針について大野防衛庁長官から、それぞれ所信を聴取した。

3月15日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

3月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度外務省予算・防衛庁予算等の審査

を行い、ODA予算の特徴、対中ODA、在外公館における不祥事の防止策、防衛庁の省昇格、ミサイル防衛システム、在日米軍駐留経費負担の在り方等の諸問題について質疑を行った。

平成17年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画について大野防衛庁長官から報告を聴取した。

3月29日、平成17年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画について質疑を行った。

3月31日、平成17年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画について、参考人として、上智大学外国語学部教授樋渡由美君及び軍事アナリスト小川和久君を招致し、意見を聴いた後、質疑を行った。

4月12日、アフガニスタン訪問及びアジア協力対話（ACD）第4回外相会合への出席等について町村外務大臣から報告を聴取した。

4月14日、中国における反日デモ等抗議活動、日中、日韓関係と歴史認識問題、我が国の対外情報収集機能、我が国の防衛政策、イラク情勢、EUの対中国武器輸出問題、沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

4月19日、中国における反日デモ等抗議活動、日中関係と対中ODA、在日米軍再編問題、ミサイル防衛、防衛庁の省昇格問題、北朝鮮の核開発問題、日米安保体制等について質疑を行った。

4月21日、我が国のアジア外交について、参考人として、中央大学法学部教授・前駐米大使柳井俊二君及び慶應義塾大学総合政策学部長小島朋之君を招致し、意見を聴いた後、質疑を行った。

4月26日、日中関係について町村外務大臣から報告を聴取した後、質疑を行った。

4月28日、テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について大野防衛庁長官から報告を聴取した後、質疑を行った。

5月10日、アジア欧州会合（ASEM）第7回外相会合及びASEAN+3非公式外相会議への出席等及びイラクにおける邦人拘束事件について町村外務大臣から報告を聴取した。

6月2日、小泉総理の靖国神社参拝、サンフランシスコ平和条約と東京裁判、東シナ海における資源開発問題、在日米軍再編問題、軍事同盟の現状、沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

6月30日、日中関係、自衛隊のイラク派遣、北方領土問題、我が国の国連安保理常任理事国入り問題、沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成17年3月8日(火)(第1回)

- ・外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- ・外交の基本方針に関する件について町村外務大臣から所信を聴いた。
- ・国の防衛の基本方針に関する件について大野防衛庁長官から所信を聴いた。

○平成17年3月15日(火)(第2回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について町村外務大臣、大野防衛庁長官、今津防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本一太君(自民)、榛葉賀津也君(民主)、白眞勲君(民主)、犬塚直史君(民主)、澤雄二君(公明)、緒方靖夫君(共産)、大田昌秀君(社民)

○平成17年3月18日(金)(第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成十七年度一般会計予算(衆議院送付)
平成十七年度特別会計予算(衆議院送付)
平成十七年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(防衛本庁、防衛施設庁)及び外務省所管)について町村外務大臣及び大野防衛庁長官から説明を聴いた後、同大臣、同長官、今津防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕三浦一水君(自民)、田村秀昭君(民主)、喜納昌吉君(民主)、佐藤道夫君(民主)、澤雄二君(公明)、緒方靖夫君(共産)、大田昌秀君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- ・在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)について町村外務大臣から趣旨説明を聴いた。
- ・平成17年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に関する件について大野防衛庁長官から報告を聴いた。

○平成17年3月29日(火)(第4回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)について町村外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕白眞勲君(民主)、荒木清寛君(公明)、緒方靖夫君(共産)、大田昌秀君(社民)

(閣法第39号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

- ・平成17年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に関する件について大野防衛庁長官、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 山谷えり子君（自民）、齋藤勁君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、犬塚直史君（民主）、澤雄二君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- ・参考人の出席を求めることを決定した。

○平成17年3月31日（木）（第5回）

- ・平成17年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画等に関する件について参考人上智大学外国語学部教授樋渡由美君及び軍事アナリスト小川和久君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 三浦一水君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）、犬塚直史君（民主）、山本一太君（自民）、澤雄二君（公明）、福島啓史郎君（自民）、喜納昌吉君（民主）、岡田直樹君（自民）、白眞勲君（民主）、山谷えり子君（自民）、柏村武昭君（自民）

- ・専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

石綿の使用における安全に関する条約（第百六十二号）の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

以上両件について町村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年4月12日（火）（第6回）

- ・アフガニスタン訪問及びアジア協力対話（ACD）第4回外相会合への出席等に関する件について町村外務大臣から報告を聴いた。
- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。

- ・専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

石綿の使用における安全に関する条約（第百六十二号）の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

以上両件について町村外務大臣、大野防衛庁長官、藤井厚生労働大臣政務官、下村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 喜納昌吉君（民主）、齋藤勁君（民主）、澤雄二君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第3号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

（閣条第4号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成17年4月14日（木）（第7回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・中国における反日デモ等抗議活動に関する件、日中、日韓関係と歴史認識問題に関する件、我が国の対外情報収集機能に関する件、我が国の防衛政策に関する件、イラク情勢に関する件、E Uの対中国武器輸出問題に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について町村外務大臣、大野防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、田村秀昭君（民主）、佐藤道夫君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- ・社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

以上両件について町村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

- ・参考人の出席を求めることを決定した。

○平成17年4月19日（火）（第8回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・中国における反日デモ等抗議活動に関する件、日中関係と対中ODAに関する件、在日米軍再編問題に関する件、ミサイル防衛に関する件、防衛庁の省昇格問題に関する件、北朝鮮の核開発問題に関する件、日米安保体制に関する件等について大野防衛庁長官、谷川外務副大臣、今津防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕浅野勝人君（自民）、白眞勲君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成17年4月21日（木）（第9回）

- ・我が国のアジア外交に関する件について参考人中央大学法学部教授・前駐米大使柳井俊二君及び慶應義塾大学総合政策学部長小島朋之君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本一太君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、澤雄二君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）、浅野勝人君（自民）、佐藤道夫君（民主）、荒木清寛君（公明）、三浦一水君（自民）、犬塚直史君（民主）、柏村武昭君（自民）、白眞勲君（民主）、岡田直樹君（自民）、喜納昌吉君（民主）、山谷えり子君（自民）、齋藤勁君（民主）

○平成17年4月26日（火）（第10回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・日中関係に関する件について町村外務大臣から報告を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕三浦一水君（自民）、齋藤勁君（民主）、澤雄二君（公明）、緒方靖夫君

(共産)、大田昌秀君(社民)

- ・ 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

以上両件について町村外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕犬塚直史君(民主)、緒方靖夫君(共産)、大田昌秀君(社民)

(閣条第8号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

(閣条第9号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成17年4月28日(木)(第11回)

- ・ 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・ テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について大野防衛庁長官から報告を聴いた後、町村外務大臣、大野防衛庁長官、今津防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山谷えり子君(自民)、白眞勲君(民主)、田村秀昭君(民主)、荒木清寛君(公明)、緒方靖夫君(共産)、大田昌秀君(社民)

- ・ 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第40号)(衆議院送付)について町村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年5月10日(火)(第12回)

- ・ アジア欧州会合(ASEM)第7回外相会合及びASEAN+3非公式外相会議への出席等に関する件及びイラクにおける邦人拘束事件に関する件について町村外務大臣から報告を聴いた。
- ・ 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・ 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第40号)(衆議院送付)について町村外務大臣、大野防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕岡田直樹君(自民)、佐藤道夫君(民主)、榛葉賀津也君(民主)、荒木清寛君(公明)、緒方靖夫君(共産)、大田昌秀君(社民)

○平成17年6月2日(木)(第13回)

- ・ 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第40号)(衆議院送付)を可決した。

(閣法第40号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・総理の靖国神社参拝に関する件、サンフランシスコ平和条約と東京裁判に関する件、東シナ海における資源開発問題に関する件、在日米軍再編問題に関する件、軍事同盟の現状に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について町村外務大臣、大野防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 山谷えり子君（自民）、齋藤勁君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- ・国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

以上両件について町村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年6月7日（火）（第14回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

以上両件について町村外務大臣、大野防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第1号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

（閣条第2号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

- ・千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

以上3件について町村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年6月14日（火）（第15回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

以上3件について町村外務大臣、大野防衛庁長官、今津防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕山本一太君（自民）、喜納昌吉君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第5号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

（閣条第6号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

（閣条第7号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成17年6月30日（木）（第16回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・日中関係に関する件、自衛隊のイラク派遣に関する件、北方領土問題に関する件、日本の国連安保理常任理事国入り問題に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について町村外務大臣、大野防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田村秀昭君（民主）、佐藤道夫君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- ・防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について大野防衛庁長官から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員岩屋毅君から説明を聴いた。

○平成17年7月5日（火）（第17回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について大野防衛庁長官、町村外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山谷えり子君（自民）、白眞勲君（民主）、犬塚直史君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成17年7月12日（火）（第18回）

- ・防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について参考

人三菱重工業株式会社航空宇宙事業本部副事業本部長西山淳一君及び東洋英和女学院大学国際社会学部助教授石川卓君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 浅野勝人君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）、白眞勲君（民主）、澤雄二君（公明）、岡田直樹君（自民）、犬塚直史君（民主）、山谷えり子君（自民）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**について大野防衛庁長官、今津防衛庁副長官、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 岡田直樹君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成17年7月14日（木）（第19回）

・政府参考人の出席を求めることを決定した。

・**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**について町村外務大臣、大野防衛庁長官、今津防衛庁副長官、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 白眞勲君（民主）、犬塚直史君（民主）、齋藤勁君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）、浅野勝人君（自民）、三浦一水君（自民）、澤雄二君（公明）

（閣法第38号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要旨】

本法律案は、平成17年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、多機能で弾力的な実効性のある防衛力を効率的に整備するとの観点から、統合運用体制の強化、弾道ミサイル等に対する体制の整備、情報部門の改編、陸上自衛隊の混成団の旅団化を行うとともに自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改め、あわせて、防衛庁の職員に対し適用されている一般職の職員の給与に関する法律別表第6イ教育職俸給表(一)について所要の措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、自衛官の定数は、陸上自衛官15万6,122人（1,706人の減員）、海上自衛官4万5,806人（36人の減員）及び航空自衛官4万7,332人（29人の減員）に、新設される統合幕僚監部に所属する自衛官476人及び改編される情報本部に所属する自衛官1,846人を加えた総計25万1,582人（1,598人の減員）とする。

二、統合運用体制の強化のため、統合幕僚監部、統合幕僚長及び統合幕僚副長を新設し、その所掌事務及び職務を定めるとともに、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部の所掌事務を改めるほか、統合幕僚会議を廃止する等所要の規定の整備を行う。

三、高度な情報能力の保有とその十分な活用のため、情報本部を防衛本庁に置く特別の機関とするとともに、その所掌事務を改める。

四、即応予備自衛官の員数を8,378人（626人の減員）とする。

五、弾道ミサイル等に対する破壊措置

1 防衛庁長官は、弾道ミサイル等（弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものをいう。以下同じ。）が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 防衛庁長官は、1の場合のほか、事態が急変し1の内閣総理大臣の承認を得るいとまがなく我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合における我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため、防衛庁長官が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、1の命令をすることができる。この場合において、防衛庁長官は、その命令に係る措置をとるべき期間を定める。

3 内閣総理大臣は、1又は2による措置がとられたときは、その結果を、速やかに、国会に報告しなければならない。

4 1又は2により措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、弾道ミサイル等の破壊のため必要な武器を使用することができる。

六、陸上自衛隊の第2混成団を廃止して、第14旅団を新設する。

七、防衛大学校の教授等に対し適用されている教育職俸給表(一)に係る経過措置の規定を廃止するとともに、所要の切替措置等を定める。

八、本法律は、平成18年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、七は、公布の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、自衛隊法第82条の2（弾道ミサイル等に対する破壊措置）第3項の規定の趣旨をより明確にするため文言の修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 統合運用の推進に当たっては、陸海空各自衛隊の特性に配慮しつつ、各自衛隊が指揮通信や教育訓練分野等における各種施策を通じて有機的に連携することにより、実効的な体制を確立すること。統合運用体制の在り方については、防衛計画大綱の見直しに併せて検討を加えること。

- 二 統合幕僚長の任命に当たっては、最適任の人材を任命することとし、統合幕僚長は、陸海空各幕僚長と連携しつつ、円滑に職務を遂行するよう努め、また、必要に応じて陸海空各幕僚長の所掌に関わる事項について調整を行うこと。
- 三 弾道ミサイル等を迎撃するシステムの導入を進めるに当たっては、我が国安全保障に資するように配慮しつつ、文民統制の確保及び均衡ある防衛力の整備の要請に応えられるよう、その効果・費用等について適時適切に国会に説明をすること。
- 四 自衛隊法第82条の2第1項に基づく弾道ミサイル等に対する破壊措置に係る命令が発せられた場合又は弾道ミサイル等が我が国に飛来する事態が生じた場合には、混乱の回避に配慮しつつその旨を遅滞なく国民に公表するとともに国会に報告すること。弾道ミサイル等が我が国に飛来する事態が生じた場合において、当該事態が終結したときは、当該事態に係る事項及び当該弾道ミサイル等に対処するために講じた措置について国会に包括的かつ詳らかに説明し、説明責任を尽くすこと。
- 右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在デンパサール日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 二、在アンカレジ及び在ポルトアレグレの各日本国総領事館を廃止する。
- 三、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 四、この法律は、平成17年4月1日から施行する。ただし、在デンパサール、在アンカレジ及び在ポルトアレグレの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要旨】

本法律案は、近年増加している旅券の不正取得等の旅券犯罪に対処し、併せて海外に渡航する国民の便宜を図るため、旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正しようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、旅券の名義人の写真及び旅券の記載事項の一部を旅券に電磁的方法により記録することができる。
- 二、電磁的方法による記録を行っていない一般旅券を発行するときは、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を10年未満とすることができる。
- 三、旅券に電磁的方法により記録された事項に誤りがあり、かつ、特に必要と認めるとき

は、申請又は請求に基づかないで、当該旅券の名義人に対し、当該旅券の返納を求めて新たに旅券を発行することができる。

四、旅券を著しく損傷したときは、当該旅券の有効期間内においても当該旅券を返納の上旅券の発給を申請し、又は請求することができる。

五、一般旅券を紛失し、又は焼失した場合には、当該一般旅券の名義人が、原則として、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においては領事館に出頭の上領事官に届け出なければならない。

六、公用旅券を紛失し、又は焼失した場合には、当該公用旅券の名義人が、国内においては各省各庁の長を経由して外務大臣に、国外においては領事館に出頭の上領事官に届け出なければならない。

七、紛失又は焼失の届出があった旅券は、その効力を失う。

八、紛失し、焼失し、又は著しく損傷した旅券の再発給を廃止する。

九、旅券の不正取得、不正行使等の罪に係る刑を引き上げるとともに、次のいずれかに該当する者を、処罰する。

1 行使の目的をもって、他人名義の旅券又は渡航書を譲り渡し、若しくは貸与し、又は所持した者

2 行使の目的をもって、旅券又は渡航書として偽造された文書を譲り渡し、若しくは貸与し、譲り受け、若しくは借り受け、又は所持した者

十、営利の目的で九の罪を犯した者を、加重処罰する。

十一、九及び十の未遂罪を処罰する。

十二、旅券法の罪を組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の犯罪収益等隠匿罪等の前提犯罪に加える。

十三、この法律は、罰則の整備に関する規定等を除いて、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に関して、次の事項を実現するために適切な措置を講ずるべきである。

一 米国が査証免除国に求めている本年10月26日の I C 旅券の導入期限の延長を米国に強く働きかけること。

二 米国が期限等を変更しない場合、本年10月26日以後 I C 旅券発給開始の日の前日までに発給された旅券を所持する者が、一定の期間内に当該旅券を I C 旅券へ切り替える際の手数料については、その減額が行えるよう所要の措置をとること。

右決議する。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

【要旨】

この議定書は、近年の国際的な組織犯罪の複雑化、深刻化を背景に、国際的な組織犯罪の防止に関する包括的な条約及び人身取引等に対処するための法的文書の起草について議論するために国連総会決議により設立された政府間特別委員会による審議を経て、2000年（平成12年）11月に国連総会において国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約とともに採択されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について準用する。
- 二 この議定書は、①人身取引を防止し、及びこれと戦うこと、②人身取引の被害者を保護し、及び援助すること、並びに③①及び②の目的を実現するために締約国間の協力を促進することを目的とする。
- 三 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。
- 四 この議定書は、別段の定めがある場合を除くほか、五に従って定められる犯罪であって、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追並びに当該犯罪の被害者の保護について適用する。
- 五 締約国は、故意に行われた三に規定する行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
- 六 締約国は、適当な場合には、人身取引の被害者に対する援助及び保護の提供に関し、次のことを行う。
 - 1 自国の国内法において可能な範囲内で、人身取引の被害者の私生活及び身元関係事項を保護すること。
 - 2 人身取引の被害者に対して関連する訴訟上の手続に関する情報等を提供する措置を自国の法律上又は行政上の制度に含めることを確保すること。
 - 3 非政府機関その他の関連機関及び市民社会の他の集団と協力して、人身取引の被害者の身体的、心理的及び社会的な回復のために、適当な住居、カウンセリング、医学的援助等の提供を含む措置をとることを考慮すること。
- 七 締約国は、適当な場合には、人身取引の被害者が一時的又は恒久的に当該締約国の領域内に滞在することを認める立法その他の適当な措置をとることを考慮する。
- 八 締約国は、不当に遅滞することなく、人身取引の被害者であって、自国民であるもの

又は受入締約国の領域に入った時点で自国に永住する権利を有していたものの送還を、その者の安全に妥当な考慮を払いつつ、容易にし、及び受け入れる。

九 締約国は、人身取引を防止し、及びこれと戦うことについての包括的な政策等を定める。

十 締約国の法執行当局、出入国管理当局その他の関係当局は、適当な場合には、自国の国内法に従って情報を交換することにより相互に協力する。締約国は、人身取引の防止に当たる職員を訓練し、又はその訓練を強化する。

十一 締約国は、可能な範囲内で、人身取引を防止し、及び探知するために必要な国境管理を強化する。締約国は、商業運送業者によって用いられる輸送手段が五に従って定められる犯罪の実行に利用されることを可能な範囲内で防止するため、立法その他の適当な措置をとる。

十二 締約国は、利用可能な手段の範囲内で、自国が発給する旅行証明書等が容易に悪用されず、かつ、容易に偽造されない品質であることを確保するために必要な措置をとる。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

【要旨】

この議定書は、近年の国際的な組織犯罪の複雑化、深刻化を背景に、国際的な組織犯罪の防止に関する包括的な条約及び移民を密入国させること等に対処するための法的文書の起草について議論するために国連総会決議により設立された政府間特別委員会による審議を経て、2000年（平成12年）11月に国連総会において国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約とともに採択されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について準用する。

二 この議定書の目的は、密入国の対象となった移民の権利を保護しつつ、移民を密入国させることを防止し、及びこれと戦い、並びにこのために締約国間の協力を促進することにある。

三 「移民を密入国させること」とは、金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため、締約国の国民又は永住者でない者を当該締約国に不法入国させることをいう。

四 この議定書は、別段の定めがある場合を除くほか、六に従って定められる犯罪であつて、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追並びに当該犯罪の対象となった者の権利の保護について適用する。

五 移民は、六に規定する行為の対象となった事実により、この議定書の下で刑事訴追されることはない。

六 締約国は、故意に行われた行為であつて金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得ることを目的とする次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

- 1 移民を密入国させること。
 - 2 移民を密入国させることを可能にする目的で、不正な旅行証明書又は身分証明書を製造し、入手し、提供し、又は所持すること。
 - 3 2の手段その他の不法な手段により、自国民又は自国の永住者でない者が、適法に滞在するために必要な条件に適合することなく自国に滞在することを可能にすること。
- 七 この議定書のいかなる規定も、締約国が自国の国内法により犯罪を構成する行為を行った者に対して措置をとることを妨げるものではない。
- 八 締約国は、海洋に関する国際法に従い、海路により移民を密入国させることを防止し、及び抑止するため、可能な最大限度の協力を行う。
- 九 締約国は、国際法に基づく航行の自由を行使する船舶であって他の締約国の旗を掲げ、又は登録標識を表示するものが海路により移民を密入国させることに関与していると疑うに足りる合理的な理由を有する場合には、その旨を旗国に通報し、及び登録の確認を要請することができるものとし、これが確認されたときは、当該船舶について適当な措置をとることの許可を旗国に要請することができる。
- 十 締約国は、九の規定に従い船舶に対する措置をとる場合には、乗船者の安全及び人道的な取扱いを確保する。船舶は、九の規定に基づいてとられた措置に根拠がないことが証明され、かつ、当該措置を正当とするいかなる行為も行っていなかった場合には、被った損失又は損害に対する補償を受ける。
- 十一 締約国は、この議定書の目的を達成するため、自国の法律上及び行政上の制度に従い、六に規定する行為を行う組織的な犯罪集団によって利用されていると知られている乗込地及び目的地等に関する情報を締約国間で交換する。
- 十二 締約国は、可能な範囲内で、移民を密入国させることを防止し、及び探知するために必要な国境管理を強化する。締約国は、商業運送業者によって用いられる輸送手段が六の1に従って定められる犯罪の実行に利用されることを可能な範囲内で防止するため、立法その他の適当な措置をとる。
- 十三 締約国は、利用可能な手段の範囲内で、自国が発給する旅行証明書等が容易に悪用されず、かつ、容易に偽造されない品質であることを確保するために必要な措置をとる。
- 十四 締約国は、六に規定する行為の防止及びその行為の対象となった移民の人道的な取扱いに関し、この議定書に規定する移民の権利を尊重しつつ、出入国管理の職員その他の関係職員を専門的に訓練し、又はその訓練を強化する。
- 十五 締約国は、不当に遅滞することなく、六に規定する行為の対象となった者であって、自国民であるもの又は送還する時点で自国に永住する権利を有するものの送還を容易にし、及び受け入れることに同意する。送還に係る締約国は、秩序ある方法で、かつ、その者の安全及び尊厳に妥当な考慮を払いつつ、その送還を行うためにすべての適当な措置をとる。

**専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を
求めるの件（閣条第3号）（先議）**

【要旨】

専門機関の特権及び免除に関する条約（以下「条約」という。）は、国際連合と連携関係を有する各種の専門機関に特権及び免除を与えること等を規定するものであり、国際連合の特権及び免除に関する条約に基づき国際連合が享有する特権及び免除と各種の専門機関が享有する特権及び免除とをできる限り統一するため、1947年（昭和22年）に第2回国際連合総会において作成された。

条約は、本文において、専門機関、その加盟国の代表者、その職員等が享有する標準的な特権及び免除を規定するとともに、各種の専門機関ごとに作成される附属書において、当該専門機関にこれらの規定を修正して適用する場合におけるその修正の内容を規定している。我が国は、1963年（昭和38年）に条約に加入し、附属書Iから附属書XIVまで（我が国が加入書において指定しなかった国際避難民機関（1952年（昭和27年）に解散）について規定する附属書Xを除く。）に規定する専門機関に関し、条約に基づく特権及び免除を付与している。

世界知的所有権機関（以下「W I P O」という。）は、1970年（昭和45年）に設立され、1974年（昭和49年）に国際連合と連携関係を有する専門機関となった。

この附属書XVは、1977年（昭和52年）10月にジュネーブで開催されたW I P Oの調整委員会第11回会合において作成されたものであり、条約の規定を次のとおり修正した上でW I P Oに適用することを内容とするものである。

一、専門機関の事務局長に与えられる特権及び免除は、W I P Oの事務局次長にも与えられる。

二、専門家に与えられる特権及び免除

- 1 W I P Oのための任務を遂行する専門家は、不逮捕特権、訴訟手続の免除、文書の不可侵等、一定の特権及び免除を与えられる。
- 2 特権及び免除は、W I P Oの利益のために専門家に与えられるものであって、専門家個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。

**石綿の使用における安全に関する条約（第百六十二号）の締結について承認を
求めるの件（閣条第4号）（先議）**

【要旨】

国際労働機関（I L O）は、政府、使用者及び労働者の三者の代表を構成員とする国際機関であり、これらの三者の間の議論を通じ、多くの国際労働基準（I L O条約及びI L O勧告）を設定し、労働者の労働条件及び職業環境の向上に貢献してきた。

この条約は、1986年（昭和61年）6月にジュネーブで開催されたI L Oの第72回総会で採択されたものであり、石綿にさらされる労働者の保護を目的として、国内における関係当局、使用者等がとるべき措置を定めたものである。

この条約は、前文、本文30箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、作業の過程において労働者の石綿への曝露を伴うすべての業務について適用される。ただし、加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、この条約の一部の規定の適用を特定の経済活動部門又は特定の事業について除外することができる。
- 二、「石綿」とは、クリソタイル（白石綿）及びアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クロシドライト（青石綿）、トレモライト又はこれらの1若しくは2以上を含有する混合物をいう。また、「石綿への曝露」とは、浮遊して吸入されやすい石綿繊維又は石綿粉じんに作業中にさらされることをいう。
- 三、業務上の石綿への曝露による健康に対する危険を防止し、及び管理し、並びにこの危険から労働者を保護するためにとるべき措置については、国内法令において定める。権限のある当局は、この条約を実施するためにとられる措置に関し、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議する。
- 四、労働者の健康を保護するために必要であり、かつ、技術的に実行可能な場合には、石綿の代替化又は石綿の使用の全面的若しくは部分的な禁止について国内法令で定める。
- 五、クロシドライト及びその繊維を含有する製品の使用は、禁止する。
- 六、あらゆる形態の石綿の吹付け作業は、禁止する。
- 七、使用者が石綿への曝露を伴う一定の種類の作業について権限のある当局に対し通報を行うことについては、国内法令において定める。
- 八、石綿の生産者及び供給者並びに石綿を含有する製品の製造者及び供給者は、権限のある当局の定めるところにより、容器に又は適当な場合には製品に、適切な表示を行う責任を負う。
- 九、権限のある当局は、労働者の石綿への曝露限界又は作業環境を評価するための他の曝露の基準を定める。使用者は、この基準を遵守できない場合には、労働者に費用を負担させることなく、適切な呼吸用保護具及び適当な場合には特別の保護衣を提供する。
- 十、もろい石綿断熱材を含有する設備等を取り壊すこと及び石綿が浮遊しやすい建築物等から石綿を除去することは、権限のある当局によりそのような作業を行う資格を有すると認められ、かつ、そのような作業を行うことを認められた使用者又は請負人によってのみ行われる。使用者又は請負人は、取壊し作業を開始する前に、とるべき措置を明示した作業計画を作成しなければならない。
- 十一、使用者は、労働者の個人用衣類が石綿粉じんで汚染されるおそれのある場合には、国内法令に従い、労働者代表と協議した上で、適当な作業衣を提供する。使用された作業衣等の取扱い及び洗浄は、石綿粉じんの発散を防止するため、管理された状態の下で行う。
- 十二、使用者は、国内法及び国内慣行に従い、関係する労働者又はその企業の付近の住民の健康に対する危険がない方法で石綿を含有する廃棄物を処分する。権限のある当局及び使用者は、作業場から発散される石綿粉じんが一般の環境を汚染することを防止するために適当な措置をとる。

十三、使用者は、労働者の健康の保護のために必要な場合には、作業場における浮遊石綿粉じんの濃度を測定し、並びに間隔を置き、及び権限のある当局が定める方法を用いて労働者の石綿への曝露を監視する。

十四、石綿にさらされ、又はさらされたことのある労働者については、国内法及び国内慣行に従い、必要な健康診断を実施する。このような労働者の健康状態の把握は、無料で、かつ、可能な限り労働時間内に行う。権限のある当局は、石綿による職業性疾病を通報する制度を設ける。

十五、権限のある当局は、石綿への曝露による健康に対する危険並びにその防止及び管理の方法に関し、すべての関係者への情報の普及及び教育を促進するために適当な措置をとる。

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

【要旨】

この条約は、国際航海に従事する船舶の入出港に係る手続及び書類が国ごとに異なり、かつ、複雑であることにより、船主、貿易業者、旅行者等にとって大きな負担になっていたことを背景として、政府間海事協議機関（1982年（昭和57年）に国際海事機関（IMO）に改称）において協議された結果、1965年（昭和40年）4月にロンドンで開催された海上旅行及び海上運輸の簡易化に関する国際会議において採択されたものである。

この条約は、前文、本文16箇条、末文、1の附属書及び3の付録から成り、国際海上交通を簡易化すること等を目的として、国際航海に従事する船舶の入出港手続、旅客及び乗組員の出入国手続、貨物の通関手続並びに公衆衛生及び検疫に係る手続等を簡易化及び画一化するための措置等について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

一、締約国政府は、この条約及びその附属書の規定に従い、国際海上交通を簡易化し、かつ、迅速化するため、並びに船舶並びに船舶内の人及び財産に対して不必要な遅滞が生ずることを防止するため、すべての適当な措置をとる。

二、締約国政府は、手続及び書類に係る要件について実行可能な最高度の画一性を確保するものとし、その画一性が国際海上交通を簡易化し、かつ、促進するすべての事項について機能するよう協力すること並びに手続及び書類に係る要件の変更を国内上の特別な必要に応ずるための最小限のものにとどめる。

三、この条約及び附属書の適用上、「標準規定」とは、締約国政府がこの条約に従って画一的に適用することが国際海上交通を簡易化するために必要かつ実行可能である措置について定めるものをいう。「勧告規定」とは、締約国政府が適用することが国際海上交通を簡易化するために望ましい措置について定めるものをいう。

四、この条約の附属書の改正は、締約国の3分の2により採択され、一定数以上の締約国が受諾しない旨の通告を行わない限り、一定期間後に効力を生ずる。

五、締約国政府は、自国の手続若しくは書類に係る要件を標準規定に完全に一致させるこ

とを不可能と認める場合又は特別な理由のために標準規定と異なる手続若しくは書類に係る要件を採用することを必要と認める場合には、IMO事務局長に対し、その旨を通報し、及び自国の方式と当該標準規定との相違を通告する。締約国政府は、自国の手続又は書類に係る要件をいずれかの勧告規定に一致させた場合には、IMO事務局長に対して速やかにその旨を通告する。

六、附属書

- 1 公的機関は、いかなる場合にも、不可欠な情報のみの提出を要求し、及び情報の項目の数を最少限にとどめる。
- 2 公的機関は、この条約が適用される船舶の到着又は出発の際に、①一般申告書、②貨物申告書、③船用品申告書、④乗組員携帯品申告書、⑤乗組員名簿、⑥旅客名簿、⑦万国郵便条約に基づき郵便物について要求される書類、⑧検疫明告書以外のいかなる書類も自己の保有のために要求してはならない。
- 3 公的機関は、傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶に対し、検疫明告書及び不可欠である場合には一般申告書を除くほか、原則として、2に掲げた書類を要求してはならない。
- 4 公的機関は、船舶の旅客の旅券又は旅券に代えて受け入れる公的な身分証明書について、出入国管理当局が到着の時及び出発の時のそれぞれについて1回のみ検査すれば足りるよう措置をとる。
- 5 公的機関、港湾当局、船舶所有者及びその代表者並びに船長は、密航事件を防止し、及び迅速に解決するために可能な限り協力し、並びに密航者の早期の帰還又は送還が行われることを確保する。
- 6 公的機関は、船舶所有者及び港湾当局の協力を得て、港における停泊時間を最小限にとどめるための適当な措置をとり、港湾交通の良好な流れを提供し、並びに船舶の到着及び出発に関するすべての手続について頻繁に見直しを行う。
- 7 公的機関は、船舶の到着の際の衛生上の手続に必要な特別の医療要員及び装備の提供を促進するため、船舶内の疾病を当該船舶の目的港の衛生当局に対して無線通信により速やかに報告することが遵守されるよう船舶所有者の協力を求める。
- 8 公的機関は、災害救助活動、海洋汚染への対処若しくはその防止又は海上における安全、住民の安全若しくは海洋環境の保護を確保するために必要な他の緊急の活動に従事する船舶の到着及び出発を簡易化する。

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する 千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）

【要旨】

船舶事故により生ずる船舶所有者等の損害賠償責任については、「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約」（以下「一九七六年条約」という。）において、従来の金額責任主義を基礎としつつ、一定の責任限度額が定められている。

この議定書は、一九七六年条約において定める責任限度額が、物価水準の上昇により損害額の現状に照らして著しく低い額となっており、事故の発生時に被害者に十分な補償が行われなくなるおそれがあることを背景として、国際海事機関（ＩＭＯ）において、損害賠償責任の限度額を引き上げる一九七六年条約改正の検討が行われた結果、1996年（平成8年）5月にロンドンにおいて開催されたＩＭＯの危険物質及び有害物質並びに責任の制限に関する国際会議で採択されたものである。

この議定書は、前文、本文15箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、船舶の旅客の死傷に係る債権以外の債権について、当該船舶のトン数に応じた責任の限度額を引き上げる。
- 二、船舶の旅客の死傷に係る債権について、当該船舶が運送することを認められている旅客数に応じた責任の限度額を引き上げる。
- 三、締約国は、旅客の死傷に係る債権について、この議定書に定める責任の限度額を下回らない限り、自国の法令により責任制度を定めることができる。

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する 条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

【要旨】

高度回遊性魚類（まぐろ類）は、その生息水域が広範であることから、国連海洋法条約にも規定されているとおり、これらの資源の持続可能な利用のために、地域ごとに関係国が適切な保存及び管理の枠組みを作り協力していくことが必要であると国際的に認識されている。

この条約は、2000年（平成12年）9月にホノルルで開催された西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する多数国間ハイレベル会議第7回会合において採択されたものであり、中西部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するため、高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための委員会（以下「委員会」という。）を設立すること等について定めるものである。

この条約は、前文、本文44箇条、末文及び4の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、国連海洋法条約及び「分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定」（以下「協定」という。）に従い、効果的な管理を通じて中西部太平洋における高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的とする。
- 二、委員会が権限を有する区域（以下「条約区域」という。）は、この条約で定める範囲の中西部太平洋の水域から成るものとする。
- 三、この条約のいかなる規定も、国連海洋法条約及び協定に基づく各国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。

- 四、委員会の構成国は、条約区域における高度回遊性魚類資源を全体として保存し、及び管理するため、高度回遊性魚類資源の長期的な持続可能性を確保し、及び高度回遊性魚類資源の最適利用の目的を促進するための措置をとること等を行う。
- 五、委員会の構成国は、予防的な取組方法を適用するに当たって、資源別の基準値及び当該基準値を超過した場合にとるべき措置の決定等を行い、新規又は探査中の漁場については、できる限り速やかに注意深い保存管理措置をとり、並びに自然現象が高度回遊性魚類資源の状態に著しい悪影響を及ぼす場合等には、緊急の保存管理措置をとる。
- 六、沿岸国は、条約区域における自国の管轄の下にある水域内において、四に規定する保存及び管理のための原則及び措置を適用する。
- 七、公海について定められる保存管理措置と国の管轄の下にある水域について定められる保存管理措置とは、高度回遊性魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものでなければならない。
- 八、委員会の任務は、条約区域内における総漁獲可能量又は総漁獲努力量を決定すること並びに他の保存及び管理の措置及び勧告を採択すること等とする。
- 九、委員会の補助機関として、科学専門委員会及び技術・遵守専門委員会を設置する。また、委員会は、その採択する保存管理措置の北緯20度線の北側の水域についての実施及び主として当該水域に生息する資源に関する保存管理措置の作成に関して勧告を行うための小委員会を設置する。
- 十、委員会は、事務局長その他の委員会が必要とする職員によって構成される常設の事務局を設置することができる。
- 十一、委員会の運営予算に対する分担金の額は、委員会がコンセンサス方式によって採択し、及び必要に応じて改正する算定方式に基づいて決定される。
- 十二、委員会における意思決定は、原則として、コンセンサス方式によるものとするが、多数による議決で意思決定が行われる場合の手続についても規定する。
- 十三、委員会の構成国は、この条約の規定並びにこの条約に基づいて随時合意される保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに実施し、並びにこの条約の目的を促進するために協力する。
- 十四、委員会の構成国は、自国を旗国とする漁船がこの条約の規定及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守すること並びに締約国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行わないことを確保するために必要な措置をとる。
- 十五、委員会の構成国は、この条約の規定及び委員会が定めるすべての保存管理措置を執行する。
- 十六、委員会は、保存管理措置の遵守を確保するために、条約区域における公海上の漁船に対する乗船及び検査のための手続を定める。委員会の構成国は、自国を旗国とする漁船が正当に権限を与えられた検査官による乗船を受け入れることを確保する。
- 十七、委員会は、検証された漁獲量データ等を収集するため、及び委員会が採択する保存管理措置の実施を監視するために地域オブザーバー計画を作成する。

**社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の締結について承認
を求めるの件（閣条第8号）（先議）**

【要旨】

この協定は、我が国とベルギーとの間で、両国間の人的交流に伴って発生する年金制度及び医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2003年（平成15年）10月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、2005年（平成17年）2月23日にブリュッセルで署名されたものである。

この協定は、前文、本文36箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金に、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法により実施される医療保険制度に、ベルギーについては、被用者に関する社会保障及び自営業者に関する社会保障に関する法律及び規則に適用される。
- 二、年金制度及び医療保険制度等への強制加入に関しては、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則とする。ただし、一時的に相手国に派遣される被用者（第三国の領域を経由する被用者も含む。）の場合には、派遣の期間が5年を超えるものと見込まれないことを条件として自国の法令のみを適用し、一時的に相手国で自営活動をする者もこれと同様に取り扱う。
- 三、船舶又は航空機において就労する被用者、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める。
- 四、一定の要件が満たされる場合には、二及び三の例外を認めることについて合意することができる。
- 五、我が国で就労する者でベルギーの法令が適用されるものに随伴する配偶者又は子については、原則として、ベルギーの法令のみを適用する。
- 六、一方の締約国の年金給付を受ける権利を確立するために必要とされる資格期間の計算に際して、他方の締約国の保険期間も当該一方の締約国の保険期間と通算することにより、当該一方の締約国の保険期間だけでは資格期間を満たさないような場合においても給付を受ける権利の確立を図る。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の保険期間に応じた額を支給する。
- 七、両国の権限のある当局及び実施機関は、この協定の実施のために必要な援助を提供する。
- 八、権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の実施のために必要な個人に関する情報を、自国の法律等に従って相手国のこれらの機関に伝達する。伝達される個人に関する情報は、専らこの協定を実施する目的のために使用され、これらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための法律等により規律される。
- 九、この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両国の関係当局間の協議により解

決する。

- 十、この協定は、両国が効力発生に必要な憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生じ、発効後は無期限に効力を有するが、書面による終了の通告が行われた場合には、その通告が行われた月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（先議）

【要旨】

この協定は、我が国とフランスとの間で、両国間の人的交流に伴って発生する年金制度及び医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2002年（平成14年）9月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、2005年（平成17年）2月25日にパリで署名されたものである。

この協定は、前文、本文29箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金に、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法により実施される医療保険制度に、労働災害保険制度に関し、労働者災害補償保険法により実施される労働災害保険制度に、フランスについては、社会保障に係る組織に関する法令、農業以外の職業に従事する被用者、農業に従事する被用者、農業以外の職業に従事する自営業者、農業に従事する自営業者及びその他の制度に属する自営業者等に適用される社会保険制度に関する法令、労働災害保険制度に関する法令並びに被用者及び船員の社会保障に係る特別制度に関する法令に適用される。
- 二、年金制度及び医療保険制度等への強制加入に関しては、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則とする。ただし、一時的に相手国に派遣される被用者（第三国を経由する被用者も含む。）の場合には、派遣の期間が5年を超えないと見込まれることを条件として自国の法令のみを適用するが、我が国からフランスに派遣される被用者については、労働災害に対する保険に加入していることを条件とする。
- 三、船舶において就労する者、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める。
- 四、一定の要件が満たされる場合には、二及び三の例外を認めることについて合意することができる。
- 五、我が国で就労する者でフランスの法令が適用されるものに随伴する配偶者又は子については、原則として、フランスの法令のみを適用し、フランスで就労する者で我が国の法令が適用されるものに随伴する配偶者又は子については、原則として、我が国の法令のみを適用する。

六、一方の締約国の年金給付を受ける権利を確立するために必要とされる資格期間の計算に際して、他方の締約国の保険期間も当該一方の締約国の保険期間と通算することにより、当該一方の締約国の保険期間だけでは資格期間を満たさないような場合においても給付を受ける権利の確立を図る。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の保険期間に応じた額を支給する。

七、両国の権限のある当局及び実施機関は、この協定の実施のために必要な援助を提供する。

八、権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の実施のために必要な個人に関する情報を、自国の法律等に従って相手国のこれらの機関に伝達する。伝達された個人に関するいかなる情報も、個人に関する情報の秘密の保護のための自国の法律等に従って取り扱うものとし、かつ、この協定を適用する目的のためにのみ使用する。

九、この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両国間の協議により解決する。

十、この協定は、両国が効力発生に必要な憲法上の手続が完了した旨を外交上の経路を通じて相互に通告し、遅い方の通告が受領された月の後3箇月目の月の初日に効力を生じ、発効後は無期限に効力を有するが、書面による終了の通告が行われた場合には、その通告が行われた月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。